

2016 年 11 月 1 日

厚生労働大臣 塩崎恭久 様

国際婦人年連絡会 世話人

實生 律子

紙谷 雅子

大倉多美子

介護保険制度見直しに関する要望書

国際婦人年連絡会は 1975 年以来、国連の推進する「平和・開発・平等」を実現するため活動している NGO 組織です。

団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年度に向け、介護保険制度の見直しが行われていますが、その方向はサービスの縮小と自己負担の増加であり、介護の担い手と利用者の双方に不安が広がっています。現在の我が国の 65 歳以上の高齢者の率は全体の 26.7% (2016 年版高齢社会白書) で、介護認定者の 7 割が女性ですが、高齢女性は収入の少ない人が多く、制度見直しで必要な介護サービスを使えない人が増えるのではないかと心配です。

家族介護等による介護離職は約 10 万人ですがその多くは女性で、介護現場の労働者も女性が多く、男性がいても低賃金のため辞めてしまう人が多いと言われています。

政府は持続可能な介護保険制度が必要だとして、2014 年から法改正が行われていますが、働く女性が増えるなかで、介護保険の見直しが家族や女性の負担を重くしたり、高齢者の切り捨てにつながらないよう、以下のことを要望します。

記

1. 特別養護老人ホームの入所要件が要介護 3 以上になりましたが、高齢者のおかれた状況は様々です。入所要件を一律に要介護 3 で区切らず、個別に判断すること
1. 一定以上の収入のある施設利用者の自己負担割合が 2 割になりましたが、負担増によって利用を控えればかえって悪化を招きます。自己負担を 1 割に据え置くこと
1. 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産、配偶者収入、遺族年金が加算され負担増となって退去も出ています。従来どおりの「補足給付」要件に戻すこと
1. 要支援該当者の生活援助、ホームヘルプサービス・デイサービスが市区町村に移行されましたが、市区町村で格差が出る懸念があります。「介護予防・日常生活支援事業交付金」の拡充をはかること
1. 要介護 1, 2 の生活援助を保険の対象からはずし市区町村に移すことと、福祉用具に対する給付をなくすことが検討されていますが、サービスを受けて自立して生活を続けることが給付抑制につながります。よって、現状を維持すること